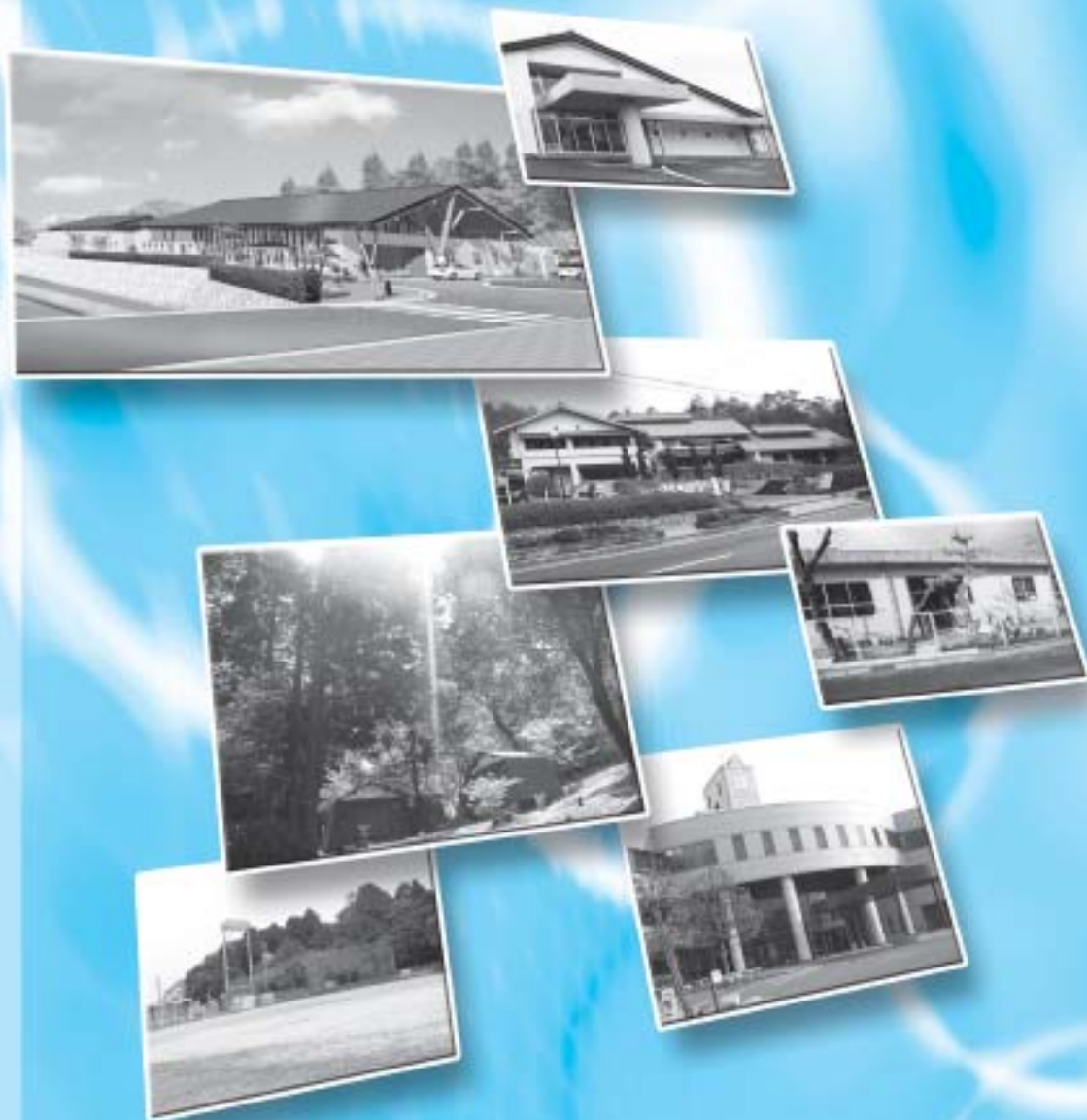


4月から「市の施設(一部)」の 管理方法が変わります ～指定管理者制度の概要～



平成15年9月に地方自治法の一部が変わり、公の施設の管理に関する「管理委託制度」が廃止され、「指定管理者制度」が設けられました。

市では、4月から一部施設にその制度を導入します。そこで今回は、「指定管理者制度」とは何か、その制度を導入するに当たり、何がどう変わるのかを、皆さんにお伝えします。

CHANGE

指定管理者制度とは

これまで、公の施設の管理を市などの地方公共団体が外部に委ねる場合は、相手先が市の出資法人や公共的団体などに限られていましたが、今回の指定管理者制度の導入で、市議会など議会の議決を経て指定された民間事業者を含む幅広い団体（指定管理者）に委ねることができるようになりました。

公の施設とは

公の施設とは、地方公共団体が住民の福祉を増進するために設置し、その地方公共団体の住民が利用する施設のことです。体育施設、文化施設、社会福祉施設、観光施設など

があります。市役所の庁舎や支所は、行政の事務所に当たるので、該当しません。

公の施設の管理とは

指定管理者が行う公の施設の管理とは、施設の設置目的に沿って行われる全般的な運営のことで、清掃、警備、保守などの個々の業務とは異なります。清掃、警備、保守などは、指定管理者が直接行うか、あるいは指定管理者から他の業者に委託されます。

今までとどう違うの

指定管理者制度とこれまでの管理委託制度では、主に下表のような違いがあります。

管理委託制度

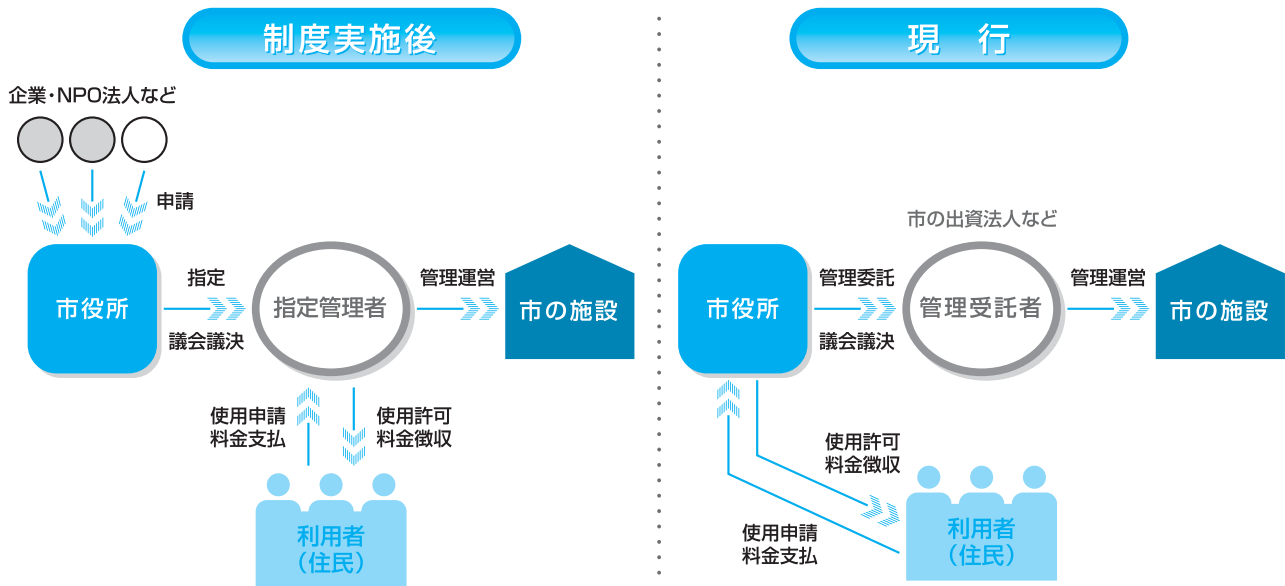
指定管理者制度

管 理 主 体	地方公共団体、出資法人、公共的団体などに限定	民間事業者を含む法人その他の団体（個人は不可） 議会の議決を経て指定
管理主体の権限と業務の範囲	- 施設の設置者である地方公共団体と、条例に基づく契約により、具体的な管理の事務または業務の執行を行う。 - 施設の管理権限および責任は、設置者である地方公共団体が引き続き有し、施設の使用許可権限は委託できない。	- 施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせるものであり、施設の使用許可も行うことができる。 - 施設の設置者である地方公共団体は、管理権限を行使せず、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示などを行う。
市との法的関係	委託契約	「指定」という行政処分 ※管理の詳細は「協定」により明確にする。

現在管理委託をしている公の施設については、外部への管理の委任を続ける場合には、施行日から3年以内（平成18年9月1日まで）に指定管理者制度へ移行することになります。



指定管理者制度イメージ図



指定管理者制度の目的は

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減などを図ることを目的とするものです。

○期待できる効果

民間事業者のノウハウを活用することで、管理経費が縮減でき、その結果として施設の利用料金が下がるケースが考えられます。

また、利用者の満足度を上げ、より多くの利用者を確保しようとする民間事業者の発想を取り入れることで、利用者へのサービスが向上すると考えられます。

公の施設の管理を民間に任せて大丈夫なの

指定管理者が行う業務の範囲や実際に管理する上での基準（使用許可の基準も含む）については条例で定めまので、指定管理者はそれに従うことになります。

利用料金についても、条例で定める範囲内で指定管理者が決め、市長が承認することになります。

地方自治法で、利用者に不平等な取り扱いをすることは禁止されており、これに違反するような場合は、指定を取り消すことができます。

このように、管理の最終的な責任は市が負うことになり、民間事業者が管理する場合でも基本的なことは市が決定します。適正な管理は確保されています。

CHANGE

本市の状況と方針

本市は多くの「市の施設」について、改正前の地方自治法の規定に基づき、施設管理公社や社会福祉協議会などの出資法人に施設全体の管理や業務の一部を委託することで、その運営を行ってきました。こうした出資法人などの果たしてきた役割にも留意しながら、施設の効用の最大限の発揮、管理経費の節減、地域経済の活性化などを図るため、積極的に制度の導入を進めます。

本市の対応

指定管理者制度導入に関しては、運営方法別に、
(一) 全体の管理を委託している既存施設、
(二) 直営で業務の一部を委託している既存施設、
(三) これから運営する新しい施設の三つに分類

し、対応します。

(一) 出資法人などに全体の管理を委託している施設(三十二施設)

① 既委託者を指定管理者として指定管理者制度に移行(三年後に見直し)

例：ウエルフェア土岐、児童館など

② 指定管理者制度に移行せず、直営

例：郷土物産陳列所など

(二) 市が直営し、業務の一部を委託している施設(百三十七施設)

当面、現行通りの運営方法とし、平成二十年度末までに指定管理者制度か直営かを決定する。

例：文化プラザ、セラトピア土岐など

(三) 新規の施設(十八年度は一施設)

設置準備段階で指定管理者制度の導入を検討する。

例：温泉活用型健康増進施設
バーデンパークSOGI
(今年四月末オープン予定)

4月1日から指定管理者制度を導入する施設

- ・ 児童館（土岐津・妻木・泉）
- ・ 児童センター（駄知・肥田）
- ・ ウエルフェア土岐
- ・ 白寿苑
- ・ 恵風荘老人デイサービスセンター
- ・ ひだまり
- ・ すこやか館老人デイサービスセンター
- ・ 美濃焼伝統産業会館
- ・ 三国山キャンプ場
- ・ 駄知公園運動広場
- ・ 市営グラウンド（鶴里・曾木・濃南・肥田）
- ・ バーデンパークSOGI

※バーデンパークSOGI以外の指定管理者の名称など詳しくは、本紙 4月15日号でお知らせする予定です。

バーデンパークSOGIの指定管理者選定の流れ

バーデンパークSOGIは、施設の性格から、公募での選定が適当と判断し、公募を行いました。

17年5月 温泉活用型健康増進施設（当時は〈仮称〉クアハウス曾木）の指定管理者になっていただける事業者を市ホームページ、広報などで公募し、全国から6件の応募がありました。

6～7月 医師・税理士など学識経験者、地域住民代表者、市職員で構成された指定管理者選定委員会で、コーワグループ（(株)コーワファシリティーズ、ケービックス(株)）を選定、市長に報告しました。

7月 市議会で、コーワグループが指定管理者として承認されました。

詳しくは、総合政策課（内線212）へどうぞ。

